

平成 19 年 6 月 15 日  
企業会計基準委員会

## 企業会計基準第 10 号 「金融商品に関する会計基準」の改正

### 公表にあたって

平成 18 年 8 月に改正された企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「本会計基準」という。）では、平成 11 年 1 月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」を引き継ぎ、証券取引法に定義する有価証券以外のものであっても、証券取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについては、本会計基準を適用することが適当であるとされておりました。

しかしながら、今後、施行されることとなる金融商品取引法では、すべての信託の受益権が有価証券とされるなど、その定義する有価証券自体の範囲が拡大されているため、従来の取扱いのままでは、特定金銭信託のような単独運用の金銭の信託及び貸付金や不動産などの金銭以外の信託の信託受益権も例外なく有価証券となり、企業会計上、必ずしも適切なものとはならないのではないかという指摘がなされております。

会計基準に基づいて企業会計上の有価証券として取り扱うこととなる具体的な範囲については、今後、日本公認会計士協会から会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」の改正により示されることとなります。当委員会では、その前提となる本会計基準に関する所要の改正について検討してまいりましたが、今般、平成 19 年 6 月 15 日の第 130 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準について次の改正を行うことを承認しましたので、本日公表いたします。

なお、今回の改正は、現行の会計上の取扱いを大きく変えないための技術的なものであるため、公開草案の経路を経ずに公表するものです。

## 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の改正

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（改正平成 18 年 8 月 11 日）を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><b>企業会計基準第 10 号</b><br/><b>「金融商品に関する会計基準」</b></p> <p style="text-align: center;">〔平成 11 年 1 月 22 日<br/>企業会計審議会<br/>改正平成 18 年 8 月 11 日<br/>最終改正平成 19 年 6 月 15 日<br/>企業会計基準委員会〕</p>   | <p><b>企業会計基準第 10 号</b><br/><b>「金融商品に関する会計基準」</b></p> <p style="text-align: center;">改正平成 18 年 8 月 11 日<br/>企業会計基準委員会<br/>〔平成 11 年 1 月 22 日<br/>企業会計審議会〕</p>                 |
| <p><b>目 的</b></p> <p>2. <u>本会計基準の適用にあたっては、以下も参照する必要がある。</u></p> <p>(1) <u>日本公認会計士協会 会計制度委員会 報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」</u></p> <p>(2) <u>企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」</u></p> <p>(3) <u>企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」</u></p> | <p><b>目 的</b></p> <p>2. <u>本会計基準の適用にあたっては、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」も参照する必要がある。</u></p> |
| <p><b>Ⅱ. 金融資産及び金融負債の範囲等</b></p> <p><b>1. 金融資産及び金融負債の範囲</b><sup>(注1)(注1-2)</sup><br/><u>(注 1-2) 有価証券の範囲について</u></p> <p><u>有価証券の範囲は、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づくが、それ以外のもので、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても有</u></p>   | <p><b>Ⅱ. 金融資産及び金融負債の範囲等</b></p> <p><b>1. 金融資産及び金融負債の範囲</b><sup>(注1)</sup></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>  |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><u>価証券の範囲に含める。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。</u></p>   |  |
| <p><b>VII. 適用時期等</b></p> <p><b>1. 適用時期</b></p> <p>41. 本会計基準の適用は、次のとおりとする。<br/>(中 略)</p> <p>(2) 平成 18 年改正の本会計基準（以下「<u>平成 18 年改正会計基準</u>」という。）は、<u>平成 18 年改正会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後平成 18 年改正会計基準公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、平成 18 年改正会計基準を適用することができる。なお、第 26 項ただし書きの適用は、平成 18 年改正会計基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うことに留意する。</u></p> <p>(3) <u>平成 19 年改正の本会計基準（以下「平成 19 年改正会計基準」という。）は、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。</u></p> | <p><b>VII. 適用時期等</b></p> <p><b>1. 適用時期</b></p> <p>41. 本会計基準の適用は、次のとおりとする。<br/>(中 略)</p> <p>(2) 平成 18 年改正の本会計基準（以下「<u>改正会計基準</u>」という。）は、<u>改正会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後改正会計基準公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、改正会計基準を適用することができる。なお、第 26 項ただし書きの適用は、改正会計基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うことに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p> |
| <p><b>IX. 議 決</b></p> <p>45. <u>平成 18 年改正会計基準は、第 110 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。</u></p>  | <p><b>IX. 議 決</b></p> <p>45. <u>本会計基準は、第 110 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。</u></p>  |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>46-2. <u>平成 19 年改正会計基準は、第 130 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。なお、第 130 回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>西 川 郁 生 (委員長)</u><br/> <u>逆 瀬 重 郎 (副委員長)</u><br/> <u>新 井 武 広</u><br/> <u>石 井 健 明</u><br/> <u>川 北 英 隆</u><br/> <u>小宮山 賢</u><br/> <u>中 村 亮 一</u><br/> <u>野 村 嘉 浩</u><br/> <u>万 代 勝 信</u><br/> <u>山 田 浩 史</u><br/> <u>米 家 正 三</u></p> | <p>(新 設)</p>  |
| <p><b>結論の背景</b><br/> <b>経 緯</b></p> <p>50. 平成 18 年改正会計基準は、貸借対照表の純資産の部の表示を定めた企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(以下「純資産会計基準」という。)や会社法及び会社法への対応として公表された複数の会計基準等を踏まえ、これらとの関係で最小限必要な改正を行ったものである。</p>   | <p><b>結論の背景</b><br/> <b>経 緯</b></p> <p>50. 平成 18 年公表の改正会計基準は、貸借対照表の純資産の部の表示を定めた企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(以下「純資産会計基準」という。)や会社法及び会社法への対応として公表された複数の会計基準等を踏まえ、これらとの関係で最小限必要な改正を行ったものである。</p> |
| <p>50-2. <u>平成 19 年改正会計基準は、これまで適当と考えられてきた企業会計上の有価証券の範囲を大きく変えないようにするために、技術的な改正を行った (第 53 項参照)。</u><br/> <u>これは、金融商品取引法の施行によって同法で定める有価証券の範囲が拡大することに対応したものである。</u></p>  | <p>(新 設)</p>  |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><b>I. 金融資産及び金融負債の範囲等</b></p> <p><b>1. 金融資産及び金融負債の範囲</b></p> <p>53. 有価証券については、<u>原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づいて、本会計基準を適用するが、それ以外のもので、<u>金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても、<u>本会計基準を適用することが適当である。なお、<u>金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、<u>本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。</u></u></u></u>（以下略）</u></p> | <p><b>I. 金融資産及び金融負債の範囲等</b></p> <p><b>1. 金融資産及び金融負債の範囲</b></p> <p>53. 有価証券については、<u>証券取引法に定義する有価証券以外のもので、<u>証券取引法上の有価証券に類似し企業会計上有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても本会計基準を適用することが適当である。</u></u>（以下略）</p>     |
| <p><b>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</b></p> <p><b>5. 金銭債務</b></p> <p>90. （中 略）</p> <p>会社法では、債務額以外の適正な価格をもって負債の貸借対照表価額とすることができることとされたことから、<u>平成18年改正会計基準では、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした</u>（第26項参照）。</p>  | <p><b>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</b></p> <p><b>5. 金銭債務</b></p> <p>90. （中 略）</p> <p>会社法では、債務額以外の適正な価格をもって負債の貸借対照表価額とすることができることとされたことから、<u>改正会計基準では、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした</u>（第26項参照）。</p> |

以 上